

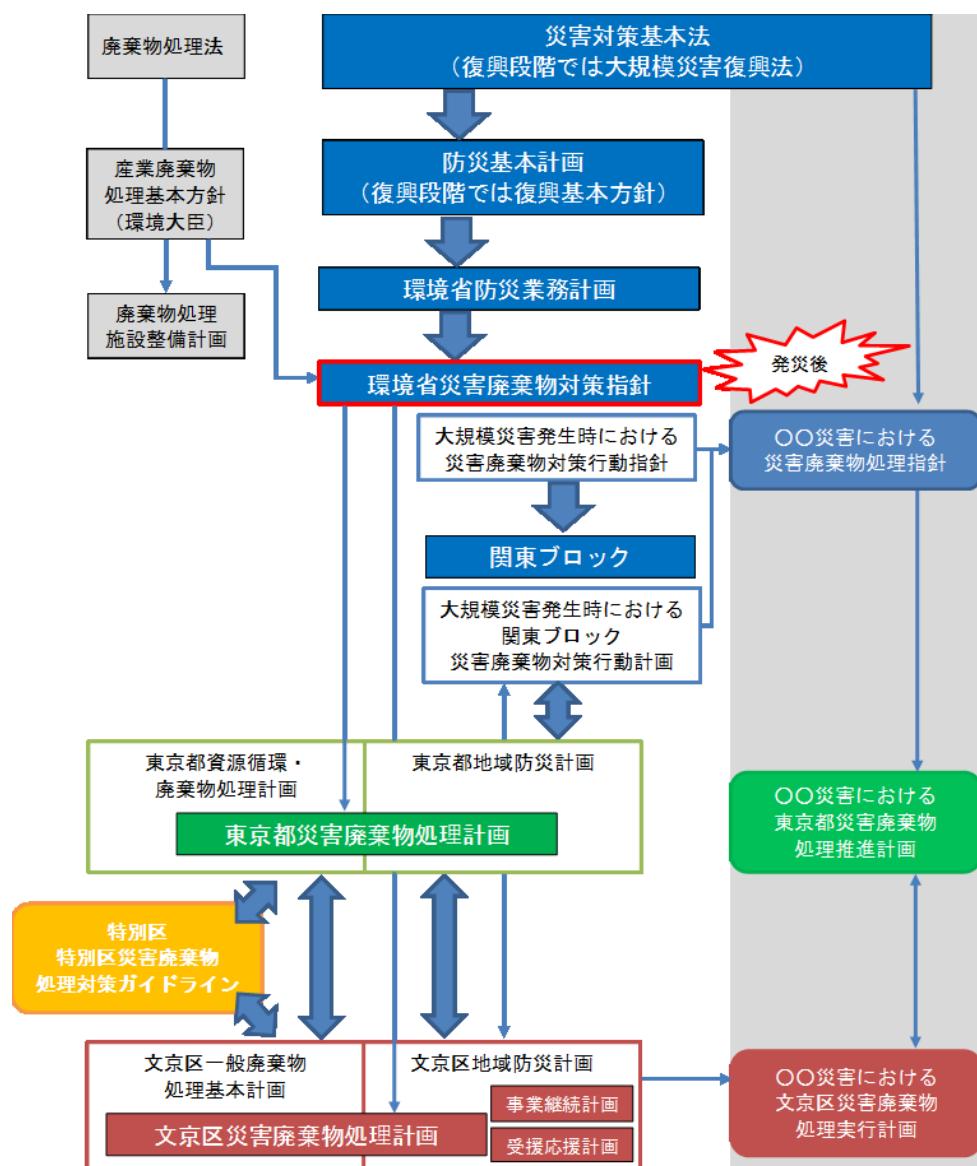
# 文京区災害廃棄物処理計画〔素案〕 (概要版)

## 総 則

### ●目的(p1)

- (1) 首都直下地震をはじめとする大規模災害に伴い発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全と公衆衛生を確保するとともに、早期の復旧、復興に資すること。
- (2) 平常時にあらかじめ災害廃棄物処理における方針を示し、事前に課題を抽出することで、より具体的かつ実効性ある災害廃棄物処理体制を構築すること。
- (3) 区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、協定に基づく事業者（廃棄物処理業、建設業、その他）、区民、それぞれの役割を明確にし、円滑な相互連携の実現に資すること。

### ●計画の位置づけ(p3)



## ●対象(p4)

地震災害・風水害を対象とする。

## ●廃棄物の種類(p4)

本計画が対象とする廃棄物は、「災害によって発生する廃棄物」及び「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」で、通常の生活から発生する家庭廃棄物を含むものとする。

事業系廃棄物については、原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととするが、平常時において区が収集を行っている事業系一般廃棄物及びあわせて処理する産業廃棄物は、本計画に含めて検討する。

廃棄物の種類		概要
一般廃棄物	がれき	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物</li><li>・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物</li></ul>
	片付けごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・一部損壊家屋から排出される家財道具（通常生活の粗大ごみは除く）</li><li>・（国庫補助の対象となった場合のみ）被災した事業場からの廃棄物 (※事業活動に伴う廃棄物は除く)</li><li>・その他、災害に起因する廃棄物</li></ul>
	生活ごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災した区民の排出するごみ</li></ul>
	避難所ごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難施設で排出される生活ごみ</li></ul>
	し尿	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災施設の仮設トイレからのし尿 (携帯トイレ等を含む)</li><li>・通常家庭のし尿（主として断水時）</li></ul>
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く）</li></ul>
産業廃棄物		廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

## ●災害廃棄物処理の基本方針(p11)

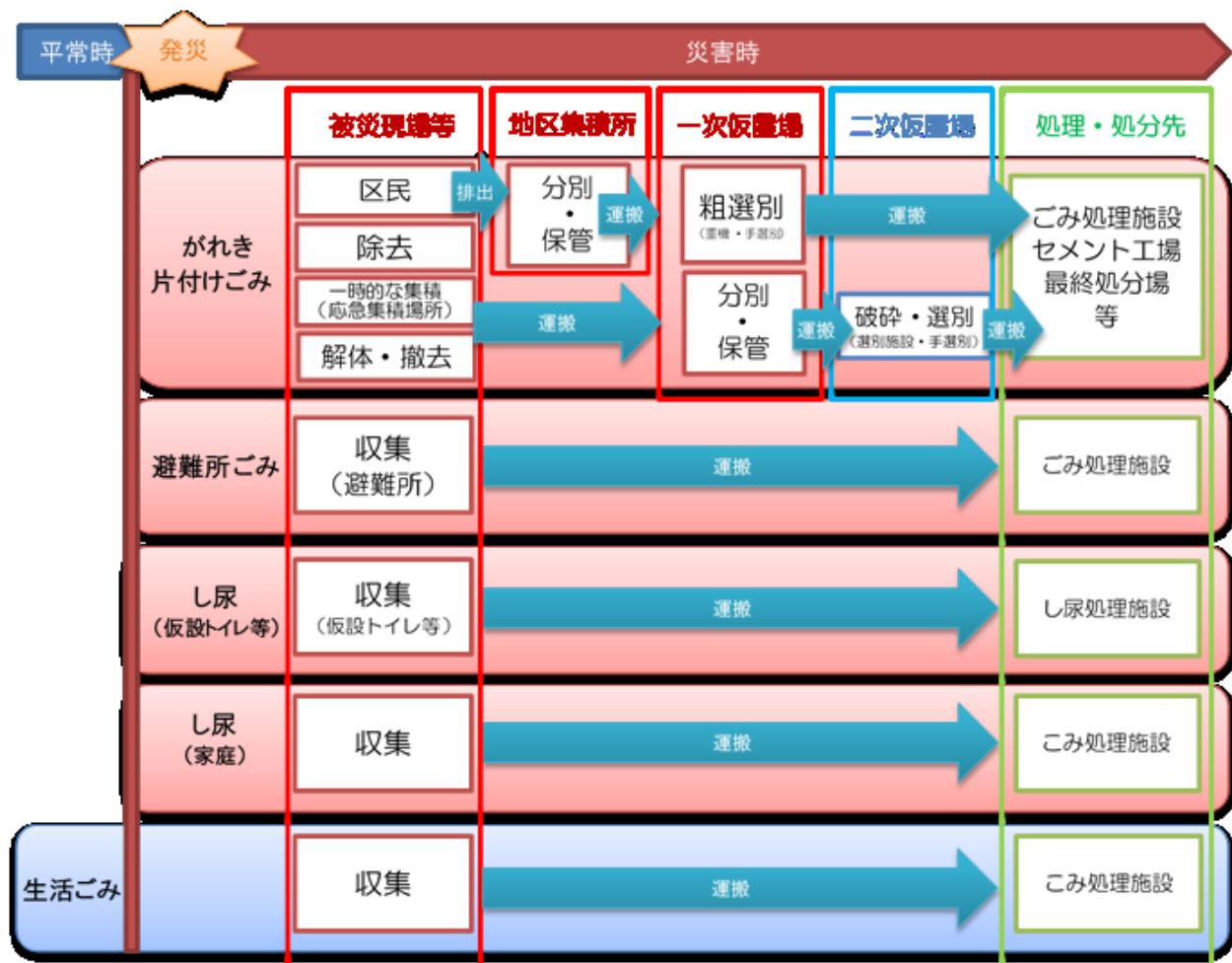
- 1 安全の確保
- 2 迅速な対応・処理
- 3 衛生的な処理
- 4 環境に配慮した処理
- 5 経済性に配慮した処理
- 6 分別・再生利用の徹底
- 7 区民・ボランティアとの協働
- 8 共同処理及び関係機関との連携

# 災害廃棄物対策

## ●仮置場の類型(p23)

種別	定義	設置主体	設置時期
応急集積場所	救助活動、道路啓開等により発生するがれきの一時的な置場として設置する。	文京区 (災対土木部)	発災24時間以内 ～ 当面の間
地区集積所	住宅地等に設置し、区民が自らがれきや片付けごみを搬入する仮置き集積場所として設置する。	文京区 (災対区民部)	1日後 ～ 当面の間
一次仮置場	応急集積場所、地区集積所から区が収集したがれきを集積し、分別・保管する仮置場として設置する。	文京区 (設置:災対土木部) (管理:災対区民部)	3日後 ～ 3年
二次仮置場	各区のがれきを集積、分別し、処理するまでの間保管する仮置場。仮設処理施設も併設する。	特別区	3週間後 ～ 3年
資源化物一時保管場所	資源化処理したがれきを買取り業者に引き渡すまでの間、必要に応じて一時に保管する場所(二次仮置場に併設することを想定)	特別区	3週間後 ～ 3年

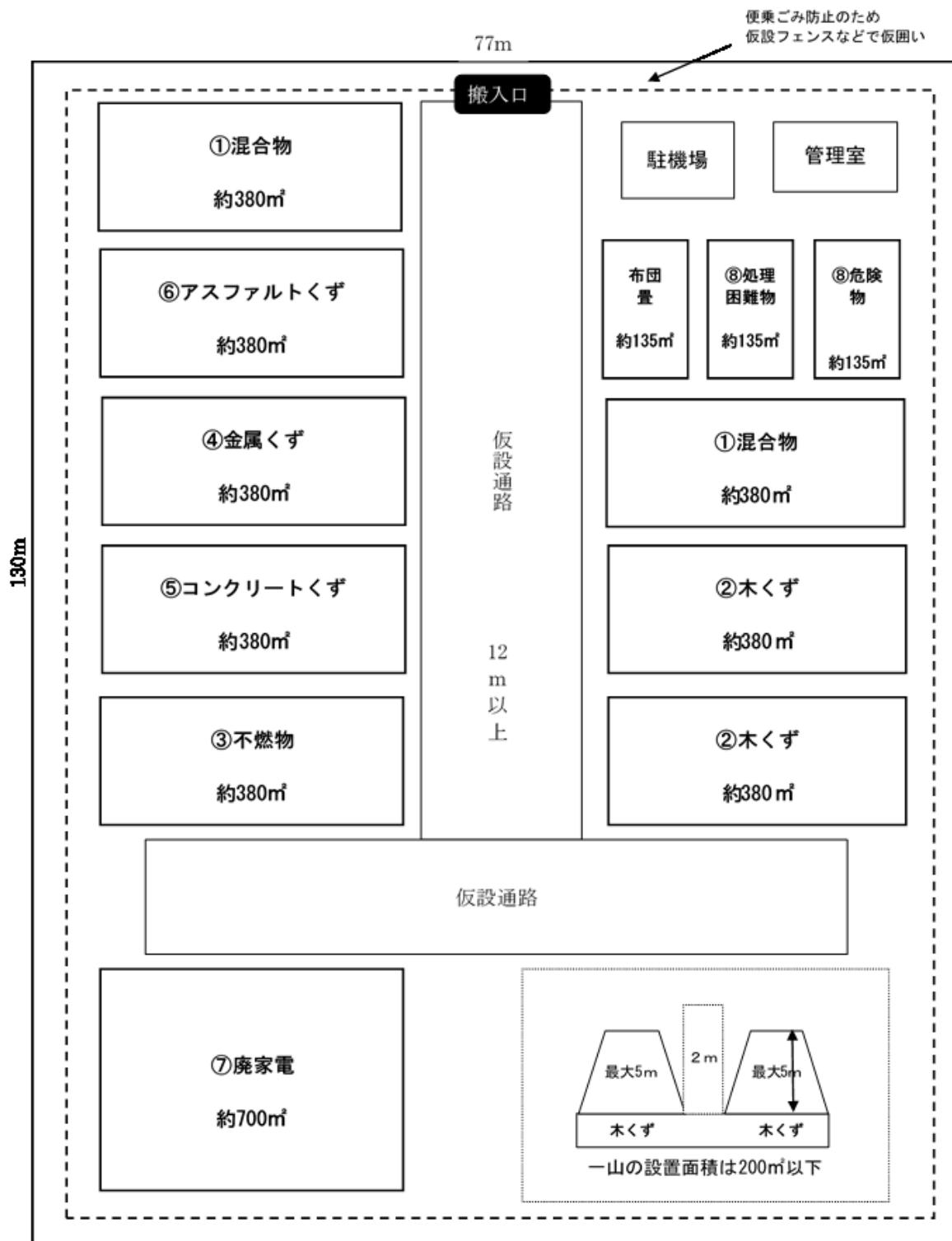
## ●災害廃棄物処理のイメージ(p5)



## ●一次仮置場のレイアウト例(p27)

分別の徹底が速やかな災害廃棄物の処理へと繋がるため、災害廃棄物の一次仮置場搬入時に下記のとおり分別する。

- |                      |                  |          |        |
|----------------------|------------------|----------|--------|
| ① 可燃物（畳・布団は別にする）     | ② 木くず            | ③ 不燃物    | ④ 金属くず |
| ⑤ コンクリートくず           | ⑥ アスファルトくず       | ⑦ 家電・自動車 |        |
| ⑧ 危険物、有害廃棄物（種類ごとに分別） | ⑨ 上記①～⑧に分別困難な混合物 |          |        |

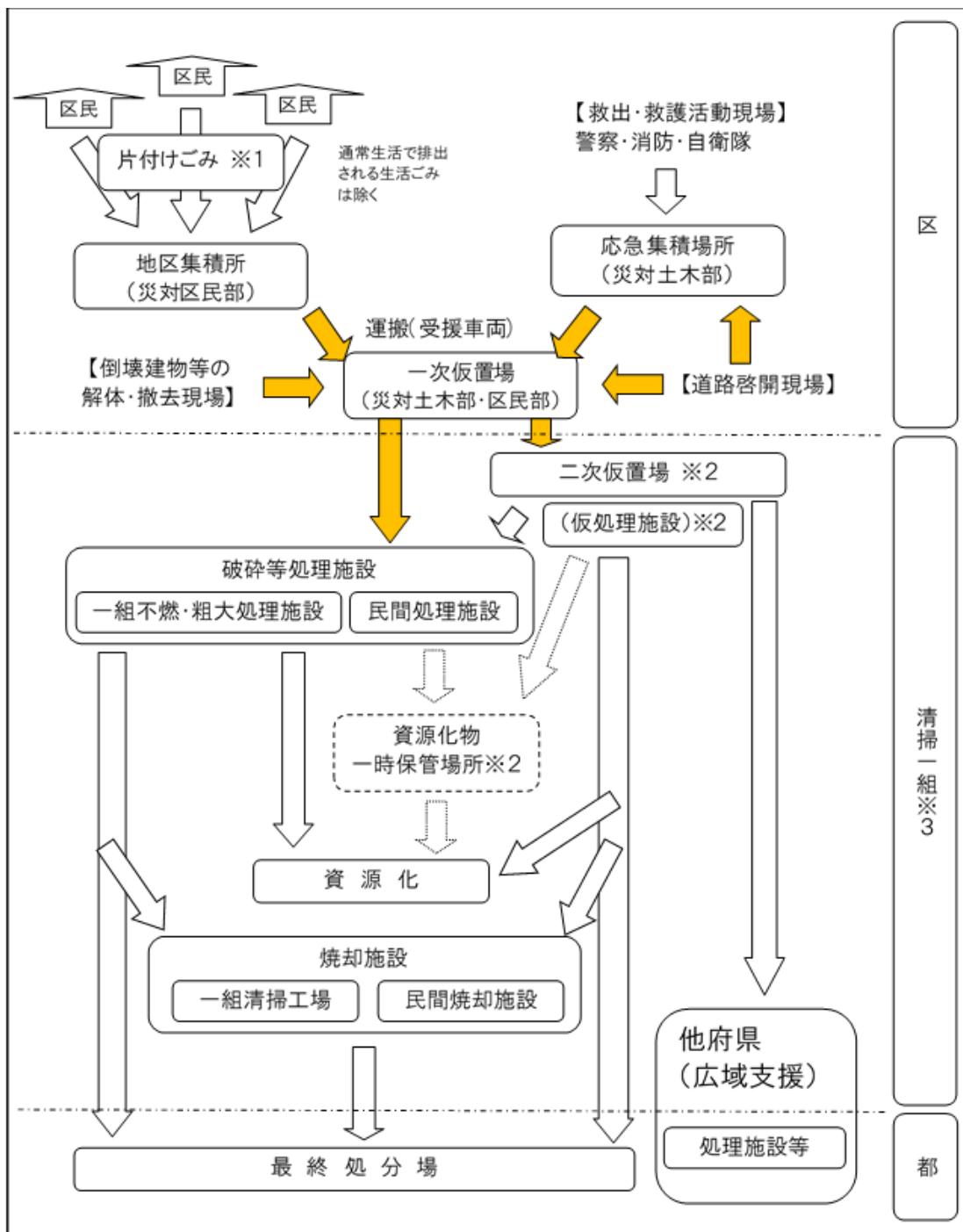


一次仮置場のレイアウト例（10,000 m³の場合）

## ●がれき・片付けごみ(p14、31)

損壊した建築物の解体撤去及びそれに伴い発生するがれきの処理は、原則として建築物の所有者が行う。緊急輸送道路等の啓開など、災害廃棄物処理事業として実施する場合は、収集運搬・処理・処分を区が対応する。

また、一部損壊家屋から家財道具等の粗大ごみや割れたガラス製食器類等が、大量に排出される。これらは、通常生活で家庭から排出される生活ごみとは分けて処理をする必要がある。



がれき・片付けごみ処理の基本フロー

※1 一部損壊家屋から排出される家財道具等の粗大ごみや割れたガラス製食器類等を指す。

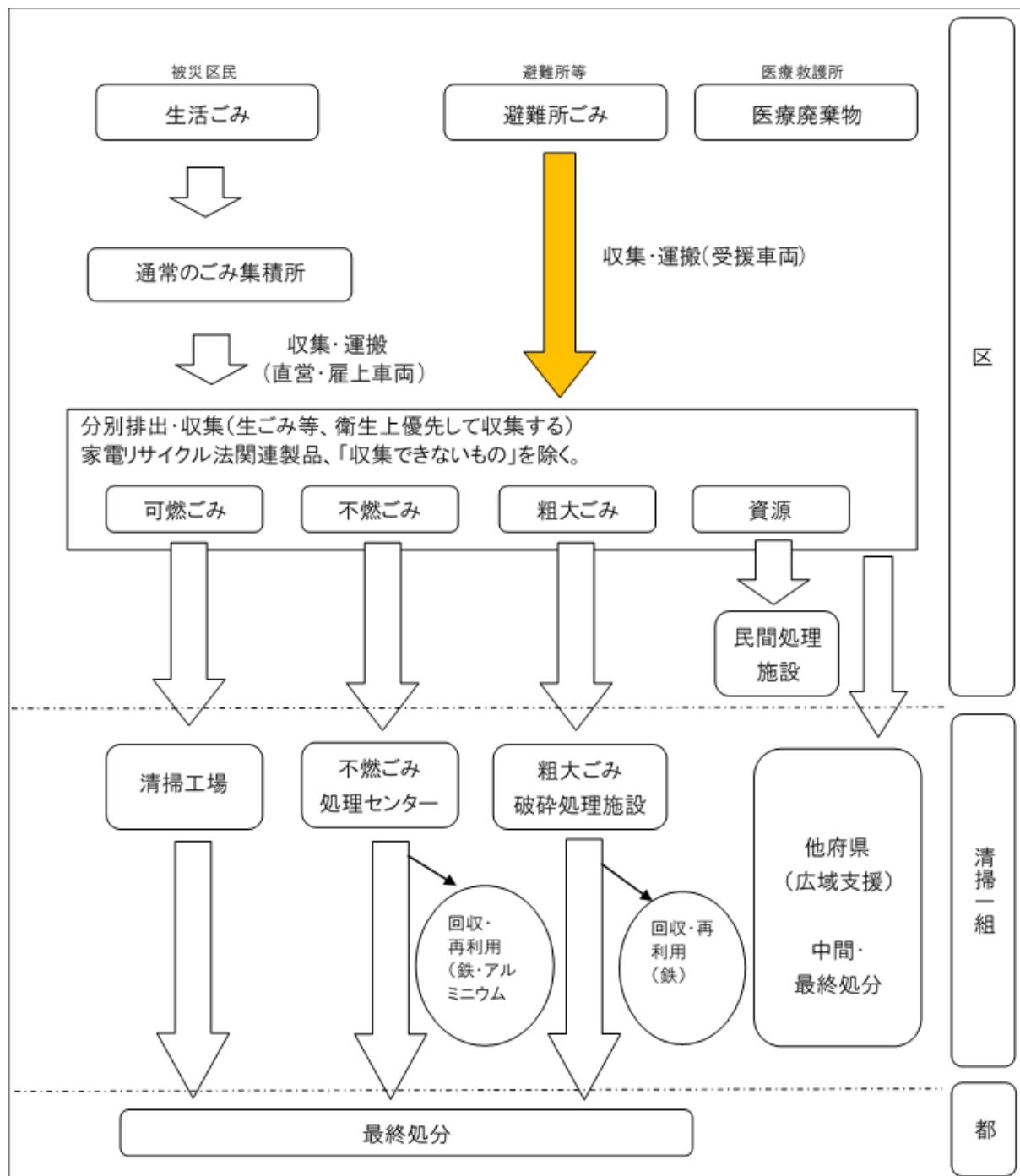
※2 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所は特別区が共同で設置する。

※3 東京二十三区清掃一部事務組合：ごみの中間処理（焼却・破碎）などを実施する。

## ●避難所ごみ・生活ごみ(p15、56)

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみに加えて、避難所で排出される避難所ごみを災害廃棄物として処理する必要がある。そのため、処理しなければならないごみの量は、一時的に増加することが想定される。

さらに、通常のごみ収集業務は、道路被害、廃棄物処理施設の被害、人員、資機材や燃料等の確保状況に応じて、一定期間業務が停止することが想定される。区は事業継続計画の発動や関係機関からの支援を通じて、通常業務の復旧に取り組み、区内に対しては、家庭におけるごみ排出の抑制や、ごみの分別排出の呼びかけを行う。



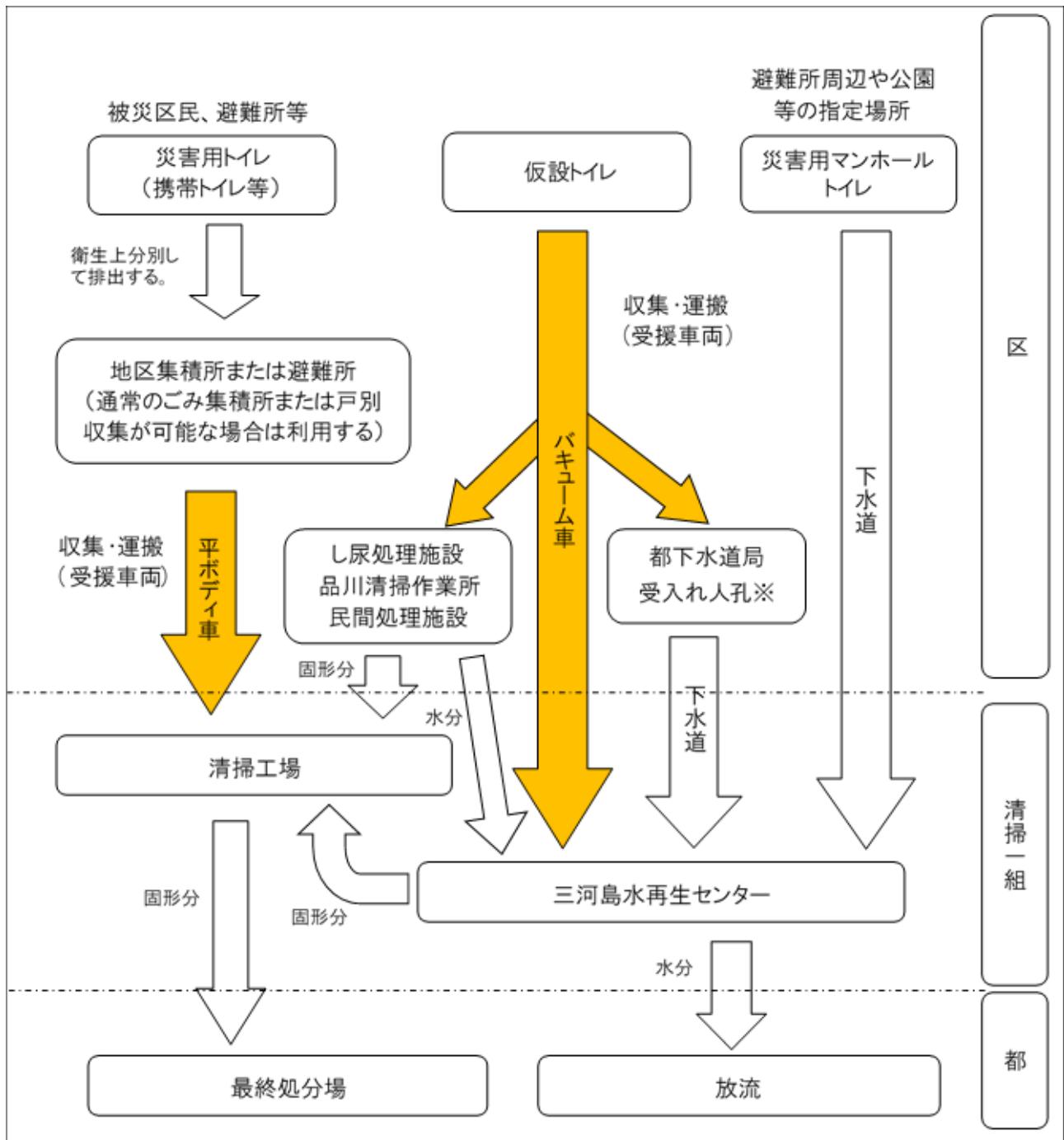
避難所ごみ・生活ごみ処理の基本フロー

\* 生活ごみ(資源を含む)は区の直営・雇用車両による収集・運搬、避難所ごみ(資源を含む)は受援による収集・運搬を行う。

## ●し尿(p16、50)

発災によって断水が発生した場合でも、下水道が使用できかつ排水用の生活用水を確保できるときは、水洗トイレを利用することができる。

しかし、下水道が被害を受けた場合や生活用水を確保できない場合は、衛生上の観点から直ちに水洗トイレの使用を控え、便槽型仮設トイレや災害用トイレ（携帯トイレ）を使用する必要がある。



し尿処理の基本フロー

※ 文京区本駒込6-1-15 の都道車道上及び文京区大塚3-28-12 の区道車道上マンホールを使用する。

# 風水害時における廃棄物対策

## ●風水害時の災害廃棄物の特徴等(p61)

特徴	収集・運搬	区による対応
水分を多く含み、腐敗しやすい廃棄物も排出される。	腐敗が進行しやすい畳等の廃棄物について、可能な限りこれに特化した収集・運搬に努める。	腐敗しやすい廃棄物は優先処理し、公衆衛生の確保や感染症予防のため、消毒・防疫措置を徹底する。
廃棄物に付着する土砂は焼却に適さない。	土砂の除去なども含め、処理の流れを確認する。	焼却処理の前段階として水分や土砂の除去を区民へ周知し円滑な廃棄物処理を図る。土砂混じりのがれき処理に関する役割分担を明確にする。
土砂の流入により分別されないままの廃棄物が排出される。	一次仮置場への搬入にあたり一層の分別を呼びかける。	分解が容易な廃棄物については、一次仮置場で分解・分別する。土砂混じりのがれき処理に関する役割分担を明確にする。
堅牢な建物であっても下層階の家財等の廃棄物が多く排出される。	浸水が解消された状況に基づき、収集・運搬ルートを検討する。	家財等の搬出が原因で通行の支障が発生しないよう区民等への周知と迅速な収集方法を検討する。

## 区民等への周知

## ●時期区分における広報すべき内容と広報手段(p12、65)

時期	広報内容	手段
初動期 (~72時間程度)	1 災害廃棄物(片付けごみ)等の分別・排出方法 2 生活ごみやし尿等の収集体制 3 問い合わせ先等	1 防災無線による直接広報 2 「文の京」安心・防災メールによる広報 3 ホームページやSNSを活用した広報 4 CATVを活用したデータ放送等による広報 5 新聞やテレビ等の報道機関を活用した間接広報 6 災害広報紙の避難所への掲示及び避難者への配布 7 庁有車による広報 8 臨時災害FM放送による広報
応急対応 (①~3週間程度) (②~3ヶ月程度)	1 地区集積所の位置や分別ルール・搬入方法 2 便乗ごみの排出禁止、不法投棄の禁止、野焼きの禁止等 3 被災自動車等の確認 4 被災家屋の取り扱い 5 倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報(対象物、場所、時間、手続き等)	
復旧・復興期 (~3年程度)	1 災害廃棄物にかかる全体の処理フロー 2 処理・処分先等の最新情報等	

### 文京区災害廃棄物処理計画〔素案〕(概要版)

令和3年11月

発行：文京区資源環境部リサイクル清掃課

〒112-8555 文京区春日1-16-21 電話：03-3812-7111（代表） URL：<http://www.city.bunkyo.lg.jp>